



第6章 補野市生物多様性地域戦略

第1節 地域戦略の概要

1-1 戰略策定の背景

■世界の動向

1992(平成4)年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)では、生物種の急速な絶滅への懸念が高まり、初めて「生物多様性」という概念が国際的に採用されました。この会議を契機に、「生物多様性条約」が採択され、地球規模での保全の枠組が築かれました。

2022(令和4)年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて、愛知目標の後継となる新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「ネイチャーポジティブ」の考え方や「30by30目標」などが世界で共有されました。

■日本の動向

日本では、2008(平成20)年6月に「生物多様性基本法」が施行され、法的な基盤が整備されました。これを受けて、2012(平成24)年9月には「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けた国内施策が本格化しました。そして、2023(令和5)年3月には、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな国家戦略「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、ネイチャーポジティブや30by30の実現に向けた取り組みがスタートしています。

また、国は「30by30目標」の達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の推進を図るため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(2025(令和7)年4月施行)に基づく「自然共生サイト」の認定を行っています。

環境省では、国民一人ひとりがネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、反転させること)に資する消費・選択ができる経済社会づくりを推進するため、「だいだらポジー」をイメージキャラクターとして決定しました。



生物多様性国家戦略
2023-2030



ネイチャーポジティブ
イメージキャラクター

■静岡県の動向

静岡県は多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくための行動計画として、2018（平成30）年3月に「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、2023（令和5）年3月に「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定しました。

また、絶滅のおそれのある野生生物について適切な保護・保全を進めるため、2019（平成31）年3月、2020（令和2）年3月に「まもりたい静岡県の野生生物—静岡県レッドデータブック—<動物編><植物・菌類編>」を発行しました。



改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略（左）
まもりたい静岡県の野生生物 2020（右）

■裾野市の動向

本市では、「裾野市環境基本条例」に基づく「裾野市環境基本計画」に基づき、生物多様性の保全を推進しています。具体的には、絶滅のおそれのあるアシタカツツジ原生群落の保全、外来種に関する情報発信及び侵入防止の意識啓発、森林の適正管理、親子水生生物調査や探鳥会などによる環境教育が行われています。

今後は、「生物多様性国家戦略 2023-2030」や「改訂版ふじのくに生物多様性地域戦略」などを踏まえ、ネイチャーポジティブや30by30目標の実現に向けて、さらなる取り組みが必要です。

1-2 地域戦略の目的・位置づけ

「裾野市生物多様性地域戦略」（以下、「本戦略」という。）は、「生物多様性基本法」第13条に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

1-3 戦略の期間

2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までを計画期間とします。

なお、社会情勢や環境の変化を踏まえ、計画期間の中間時に見直しを行います。



第2節 生物多様性とは

2-1 生物多様性の定義

■生物の進化と生物多様性

地球上の生物は、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球上には3,000万種ともいわれる多様な生物がいます。クジラのように大きなものから細菌のように小さななものまで、いろんな生物がいて、同じ種の生物でも個性に違いがあります。これらの生物は長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性には、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの視点があります。



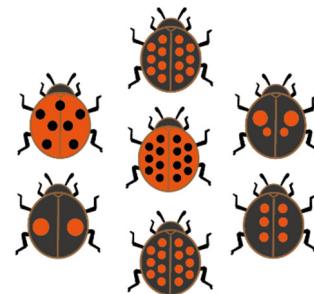
【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。



【種の多様性】

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生物がいること。



【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。例えばテントウムシは同じ種でも模様に違いがあるのは遺伝子の違いによるもの。

2-2 生物多様性の恵み

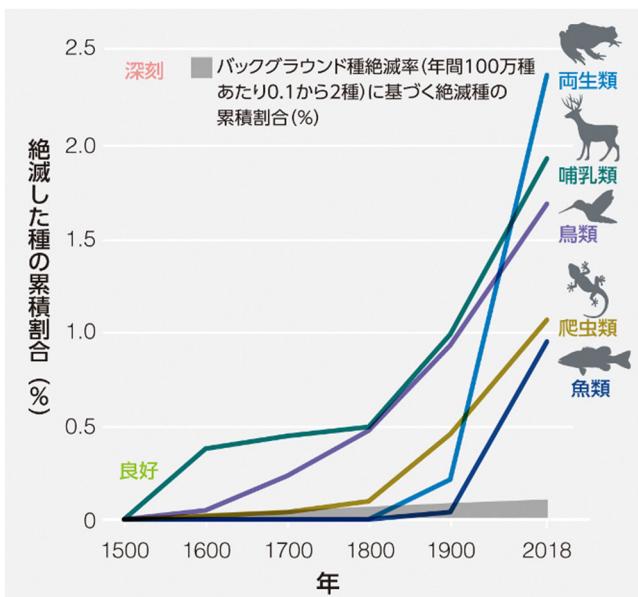
私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性の恵みを受け取っています。生物多様性が豊かな自然は、私たちのいのちと暮らしを支えています。



生物多様性の恵み 【資料:環境省】

2-3 生物の絶滅と生物多様性に迫る危機

■生物の絶滅



これまで地球では、生命の歴史のなかで5回にわたる大規模な絶滅が起きたとされています。最後の大量絶滅は、恐竜が姿を消した約6,500万年前の出来事でした。

2019(令和元)年に「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム(IPBES)」が発表した報告によると、現在、動植物の種の約25%が絶滅の危機に瀕しているとされています。人間の活動が大きな影響を及ぼしており、過去50年間における種の絶滅速度は、過去1,000万年の平均と比べて少なくとも数十倍、多ければ数百倍にも達しているとのことです。このまま有効な対策がとられなければ、絶滅のスピードはさらに加速する可能性があると警告されています。

こうした状況を踏まえ、現在の地球は「第6の大量絶滅期」に突入しつつあるとされています。

■生物多様性に迫る危機

国の「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性が急速に失われる原因として4つの危機を取りあげています。

①開発など人の活動による危機

森林の伐採や水面の埋め立てなどの開発などにより、生物の生息・生育環境が悪化・破壊されています。



②自然への働きかけの縮小による危機

里地里山が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の環境に依存していた動植物の絶滅や、シカ・イノシシなどの増加が生じています。

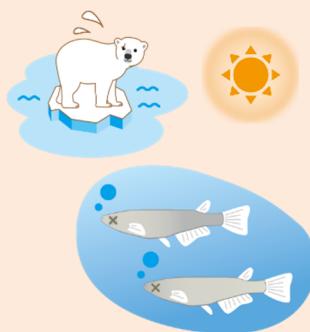


③人により持ち込まれたものによる危機



外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、遺伝的な攪乱を引き起こしているほか。毒性を持つ化学物質も生態系に影響を与えます。

④気候変動による危機



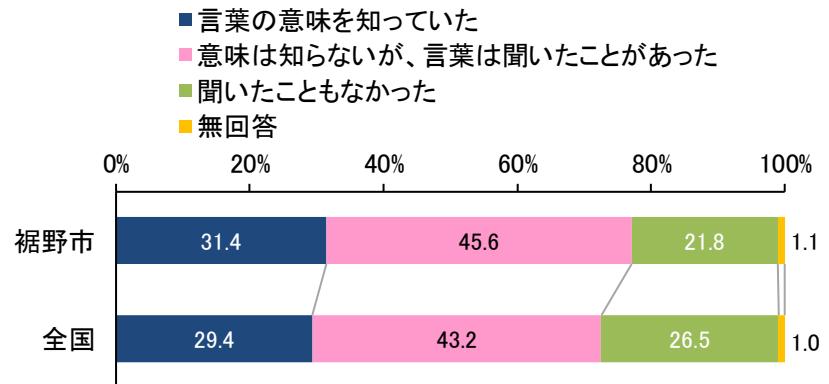
地球温暖化などの気候変動により、気温や海水温度が上昇することで、生物の生育・生息環境が失われたり、生物が絶滅する可能性があります。

第3節 生物多様性に関する意識

アンケート調査結果から、市民・事業者の生物多様性に関する意識をまとめます。

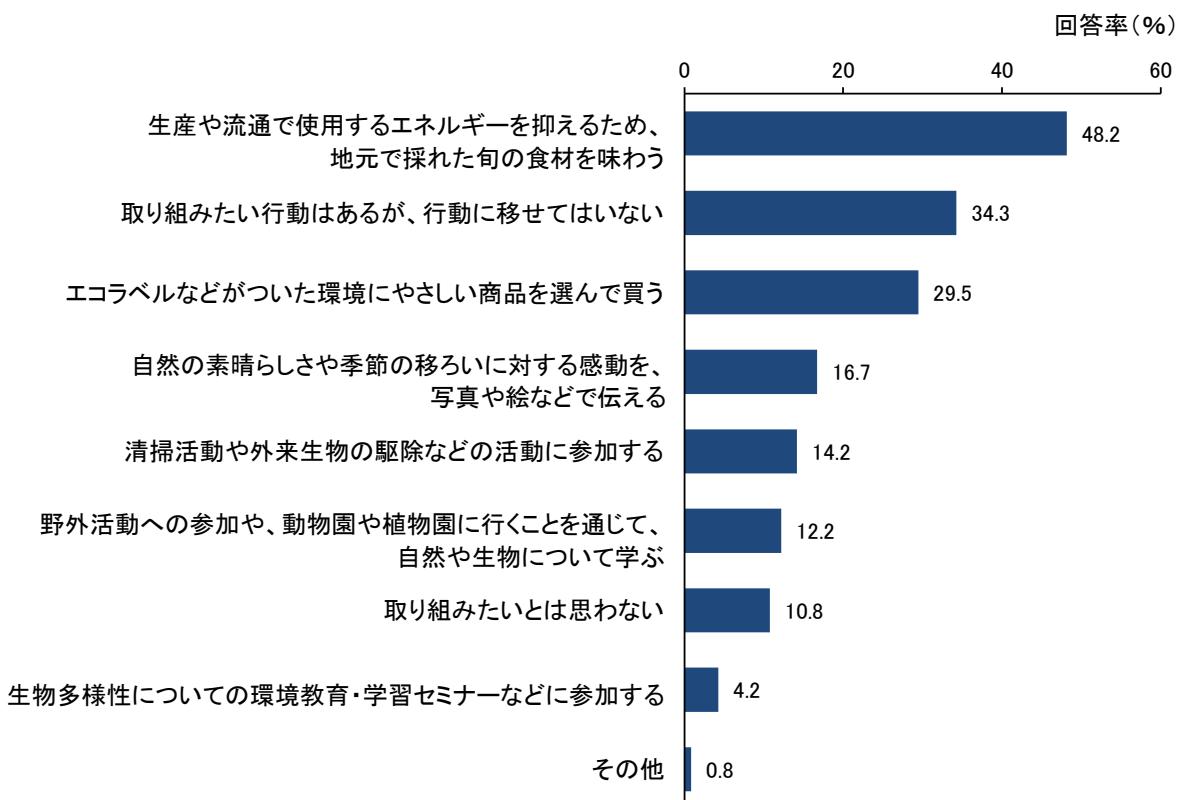
■生物多様性の言葉の認知度（市民）

生物多様性の言葉の認知度について、「言葉の意味を知っていた」（31.4%）は全体の約30%に留まり、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」（45.6%）が最も多くなりました。また、全国（生物多様性に関する世論調査）と比較すると、「言葉の意味を知っていた」の回答は、補野市の方が多くなっています。



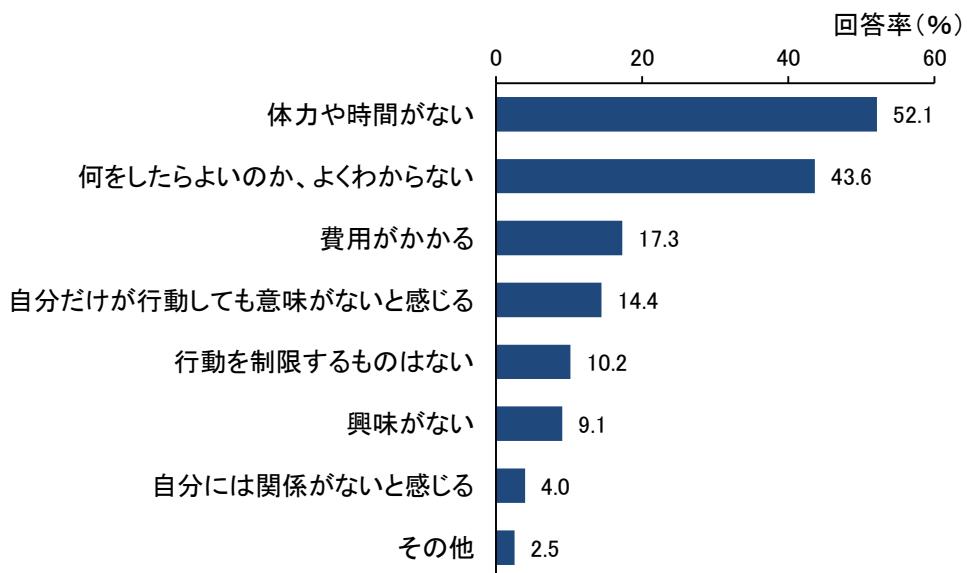
■生物多様性の保全行動（市民）

生物多様性の保全行動について、「生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わう」（48.2%）、「取り組みたい行動はあるが、行動に移せてはいない」（34.3%）、「エコラベルなどがついた環境にやさしい商品を選んで買う」（29.5%）などが多くなっています。



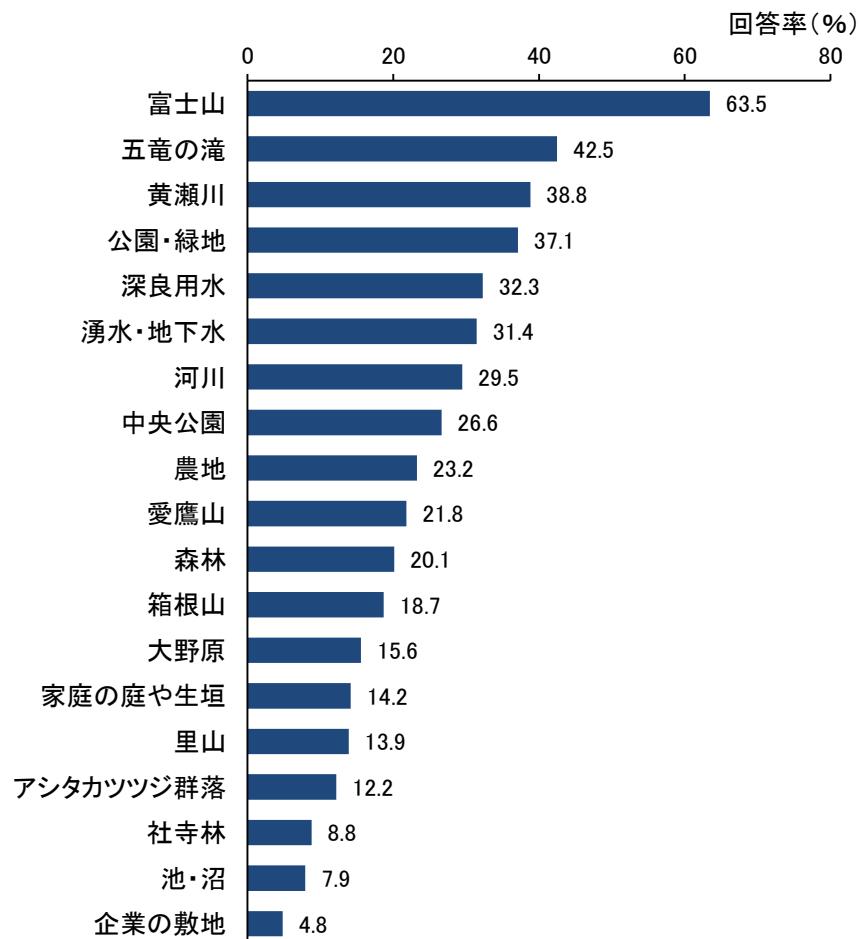
■生物多様性の保全行動を制限する原因（市民）

生物多様性の保全行動を制限する原因について、「体力や時間がない」（52.1%）、「何をしたらよいのか、よくわからない」（43.6%）などが多くなっています。



■重点的に保全すべき環境・場所

重点的に保全すべき環境・場所について、「富士山」（63.5%）、「五竜の滝」（42.5%）、「黄瀬川」（38.8%）などが多くなっています。



第4節 生物多様性の課題

本計画の「第2章 補野市の環境の現状」の「第3節 自然共生社会」では、本市の生物多様性の現状をまとめていますが、本節ではこのような現状を踏まえた課題についてまとめます。

■保護地域

市内には「富士箱根伊豆国立公園」や「愛鷹山自然環境保全地域」、鳥獣保護区などが指定されており、これら保護地域は市総面積の約 22.1%を占めています。しかし、国が 2030 年度までに陸域と海域の 30% 以上を保護区とする「30by30 目標」を掲げていることから、この目標の達成に向けて、保護地域や OEMC（自然共生サイト）のさらなる拡大が必要です。



■森林

市域の人工林の 98%以上が樹齢 40 年生以上と成熟しているものの、人工林の多くが小規模な個人所有であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を行うことが困難な状況です。また、近年はニホンジカの食害による樹木の立ち枯れ被害も増加しています。今後も生物多様性の保全をはじめ多面的機能を有する森林を保全するため、森林の適正管理を推進する必要があります。



■農地

水田やその周辺には多様な植物や動物が生息・生育していますが、経営耕地面積が減少するとともに耕作放棄地は増加しています。今後も生物多様性の保全をはじめ多面的機能を有する農地を保全するとともに、環境への負荷の少ない環境保全型農業の推進を図っていく必要があります。



■河川

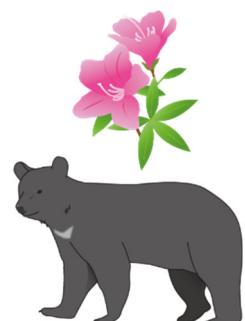
市内には黄瀬川や大場川、佐野川などの河川があり、このような河川を生息・生育地とする生物がたくさん確認されています。河川の水質は環境基準を達成しており、黄瀬川は水生生物調査で「きれいな水」と判定されていますが、生活排水処理率が静岡県平均をやや下回っています。今後さらに水質の改善を図るため、下水道や合併処理浄化槽の普及が必要です。

また、良好な河川環境の維持・向上に向けた継続的な整備・管理、美化活動の推進が必要です。



■絶滅のおそれのある生物・天然記念物

本市には、アシタカツツジ、ハコネコメツツジなどの地域固有の植物や、ツキノワグマ、カモシカなどの動物が生息しています。市内で確認されている動植物のうち、静岡県版レッドデータブックに掲載されている絶滅の危機にある動植物（絶滅種を含む）が 200 種以上知られており、これらの保全対策が急務です。また、学術上価値の高い動植物は天然記念物に指定し、保存・活用を推

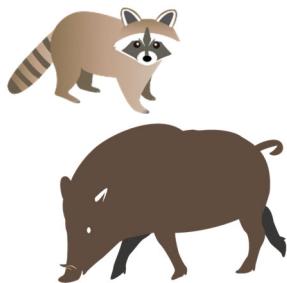


進する必要があります。

■外来種・野生鳥獣

市内ではアレチウリやアライグマなどの特定外来生物が確認されており、在来生態系への影響が懸念されていることから、外来種の防除が必要です。

ニホンジカやイノシシなど野生鳥獣による農林業被害や生活環境への影響が増加しているため、効果的な野生鳥獣対策の推進が必要です



■人と自然とのふれあい

市内にある23箇所の都市公園に限らず、市民の憩いや自然とのふれあいの場として大小様々な公園の維持管理と整備をさらに推進する必要があります。

富士山や愛鷹連山を巡る多様な登山・ハイキングコース、五竜の滝や景ヶ島渓谷などの水辺環境、アシタカツツジ原生群落などの植物観賞スポットが整備されており、これらの場所を活用しながら人と自然とのふれあいの促進が必要です。



■生物多様性に関する教育

親子水生生物調査、アマゴの放流、自然体験、探鳥会、環境教育講座など、様々な環境イベントや環境教育講座が開催されています。しかし、市民の生物多様性への認知度が低いため、ウェブサイトの充実や多様な情報提供手法により、環境情報の普及啓発を強化する必要があります。



第5節 生物多様性に関する取り組み

【★】【☆】 補野市独自の取り組み（★第4章にも掲載、☆第5章のみ掲載）

【◎】 国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」を参考に市が推進する取り組み

①保護地域の適正管理・拡大

| 項目 | 取り組み内容 |
|-----------|--|
| 保護地域の適正管理 | ★ 自然公園や自然環境保全地域などの自然環境や生物多様性を法律・条例に基づき保全します。 |
| 保護地域の拡大 | ◎ 環境省の30by30アライアンスに登録し、生物多様性保全の目標達成に貢献します。 ◎ 市内の公園や民有地で生物多様性の保全に寄与する場所について、環境省の「自然共生サイト」への登録を推進します。 ◎ 劣化した生態系の再生を強化する自然再生などの取り組みを進めます。 |

②生態系（森林・農地・河川）の保全

| 項目 | 取り組み内容 |
|----|--|
| 森林 | ★ 計画的な植樹・間伐の推進、間伐材の利活用、治山事業や林道・作業道の整備を推進します。 ★ 遊歩道や登山道を整備・維持・保全し、歴史ある神社境内や社叢、自然林などを紹介します。 ☆ 生物多様性保全機能を持つ森林の施業は、長伐期または天然生林を基本とし、人為的な介入を抑え自然の力で森林を維持・再生することを目指します。 ◎ 森林所有者自ら経営や管理ができない森林については、森林環境譲与税も活用し、市が主体となって経営や管理を実施します。 ◎ 広葉樹林化の推進などにより、多くの動植物を育む多様で健全な森林の整備・保全を進めます。 |
| 農地 | ★ 農薬、除草剤、化学肥料の使用を抑え、有機肥料を利用する環境保全型農業を目指し、関係機関と連携して取り組みを推進します。 ★ 耕作放棄地の解消を目指します。また、担い手へ集約することで農地の有効活用を図ります。 ☆ 優良農地を保全するとともに、市民農園や交流の場として活用します。 ◎ GAP（農業生産工程管理）の普及を目指し、関係機関と連携して取り組みを推進します。 |
| 河川 | ★ 犬野川水系水質保全協議会の活動や河川美化ポスター募集などを通じて、河川環境保全・河川美化を推進します。 ★ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、浄化槽の適切な維持管理について啓発します。 ★ 公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道への接続の促進、下水道の啓発を実施します。 ◎ 多自然川づくりにより、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を推進します。 ◎ 海洋プラスチックごみを減らすため、ごみのポイ捨て防止はもちろんのこと、6R ¹⁶ の啓発や河川清掃の推進を図ります。 ◎ 自然観察会の実施などにより、豊富な水と河川のきれいさによって育まれている河川の生物多様性の重要性について啓発します。 |

¹⁶ ごみを減らすための取り組みで、Refuse（不要なものを断る）、Return（ごみを持ち帰る）、Recover（清掃活動への参加）、Reduce（資源の使用を減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）6つからなる。

③種・遺伝子の多様性の保全

| 項目 | 取り組み内容 |
|-------------------|--|
| 絶滅のおそれのある生物・天然記念物 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 遊歩道の清掃や下刈りなどにより、アシタカツツジ原生群落の保全を行います。 ◎ 絶滅の危機にある動植物についての保全や啓発を行います。 ◎ 学術上価値の高い動植物等のうち重要なものを天然記念物に指定し、保存・活用を推進します。 |
| 外来種 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 特定外来生物など、外来種に関する調査・情報発信及び侵入防止の意識啓発を行います。 ◎ 公共事業における外来種などの使用回避・拡散防止を図ります。 ◎ スクミリンゴガイなどの外来種による農作物被害の防止を図ります。 ◎ 飼養動物の自然界への放出・定着を防止するため、飼養動物の適正な管理を推進します。 |
| 野生鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 「裾野市鳥獣被害防止計画」や「静岡県第二種特定鳥獣管理計画」に基づく捕獲、猟友会と連携した有害鳥獣捕獲やパトロールを実施します。 ☆ 県や富士山南麓地域及び東部地域の市町との連携や、わな免許の取得促進及びわなによる捕獲の推進等、効率的な捕獲に取り組みます。 ☆ 防護柵の設置については、補助金制度の周知、被害対策の知識の普及に努め、鳥獣被害に対し、被害状況を的確に把握するとともに、先ずは農家が自動的に効果的な防衛していくよう働きかけます。 ☆ 鳥獣被害対策実施隊は、被害調査、捕獲活動の事前調査、装薬銃及びわなによる捕獲、猟友会への捕獲要請、地区での講習会・勉強会の開催、担い手育成、緊急出動（サル・クマ含む）、パトロール等を行います。 ◎ 鳥獣被害防止対策の担い手の確保・育成を図ります。 |

④生物多様性と人とのつながりの促進

| 項目 | 取り組み内容 |
|----------|---|
| 自然とのふれあい | <ul style="list-style-type: none"> ★ 市民の憩い・ふれあいの場としての公園を維持管理します。 ★ 開発地等の緑地を確保するとともに、建物の屋上や壁面、敷地内について緑化の啓発をします。 ★ グリーンバンクとの連携により、公共施設や自治会などに緑化木を配布するなど、地域の緑化活動に対する支援を行います。 ☆ 富士山麓の豊かな自然を活かしたサステナブルツーリズム・エコツーリズムなどを推進します。 |
| 生物多様性の教育 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 親子水生生物観察会など自然観察会を実施します。 ★ 花・農作物の栽培・収穫体験を実施します。 ★ 小中学校で校内の緑地や地域の自然等を環境教育の授業や課外活動で活用します。 ★ 社会・理科・総合的な学習の時間を利用しながら、体系的に環境教育・環境学習を実施します。 ◎ 生物多様性に配慮した製品を普及するため、有機 JAS マークや FSC 認証などエコラベルの啓発を行います。 ◎ 地域環境と調和のとれた食料生産・消費に関連した食育を推進します。 |